



住民税の申告が

スタートします!!

2/16
3/15

市民税、県民税の申告の時期です。

申告は、市・県民税の課税証明など諸証明事項の基礎となる大切なものです。

忘れずに正しい申告をしてください。

市税務課では各地区ごとに「申告相談会」を開き、申告書の記載などについてご相談や申告を受け付けます。

なお申告書の提出は三月十五日までです。

・申告をしていただく人

昭和六十四年一月一日現在本市に住民登録のある人、または実際に市内に居住している人で、次に該当する人は昭和六十三年中の所得を申告してください。

1. 事業所得（営業・農業・その他の事業）配当所得・不動産所得・利子所得・雑所得等のあった人
2. 給与所得のほかにも所得のある人や、給与を二カ所以上から受けている人
3. 給与所得のみの人で次に該当する人

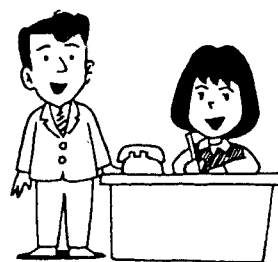
- ①勤務先から給与支払報告書の提出がなされていない人
- ②雑損控除・医療費控除を受け

申告相談日程表

（時間・午前9時30分～午後4時）

地 区	会 場	期 日	対 象 地 区
盛 里	盛 里 公 民 館	2.16(木)	馬場・神門・久保・曾雌・大平
	与 導 繩 セ ン ター	2.16(木)	日影・日向・上手
宝	旧 宝 小 学 校	2.17(金)	厚原・平栗・加畑
	上 青 大 会 場	2.17(金)	上大幡・高畑
所得税申告相談	市 役 所 大 会 議 室	2.20(月)	税務署出張申告相談
宝	宝 公 民 館	2.21(火)	金井・中津森・下大幡
禾 生	田 野 倉 公 民 館	2.22(水)	田野倉
	小 形 山 集 会 所	2.23(木)	小形山・大原
	四 日 市 公 民 館	2.23(木)	四日市場・月見ヶ丘
	都 留 市 農 協 支 所	2.27(月)	古川渡・井倉・川茂
東 桂	鹿 留 公 民 館	2.28(火)	古渡・沖・宮下
	上 夏 狩 公 民 館	3.1(水)	上夏狩・下夏狩
	十 日 市 公 民 館	3.2(木)	十日市場
	境 公 民 館	3.2(木)	境
	農 村 環 境 改 善 セ ン ター	3.3(金)	桂町・蒼竜峡
三 吉	玉 川 公 民 館	3.6(月)	三吉地区全域
旧 上 谷	市 役 所 税 務 課	3.7(火)	田原1丁目～4丁目・上谷1丁目～3丁目
旧 上 川 谷 棚	市 役 所 税 務 課	3.8(水)	上谷4丁目～6丁目・川棚・上谷
開 地	文 大 附 属 小 学 校	3.9(木)	開地地区全域
旧 下 谷	市 役 所 税 務 課	3.10(金)	中央1丁目～4丁目・つる1丁目～2丁目
	市 役 所 税 務 課	3.13(月)	つる3丁目～5丁目・下谷1丁目～4丁目・羽根子・下谷
市内全地区	市 役 所 税 務 課	3.14(火)	地区の指定日に相談を受けなかった人
	市 役 所 税 務 課	3.15(水)	地区の指定日に相談を受けなかった人

られる人



4. 昭和六十三年中に退職した人
5. その他所得のある人で、所得税の確定申告をする必要のない人
6. 本市に住所がなく、家屋敷・店舗・事務所・事業所等を有する人

申告にお持ちいただくもの

1. 印鑑・ハガキ（相談日を通知したハガキ）
- ※ハガキが届かない人でも該当すると思われる人は申告相談日程表により最寄りの会場においてください。
2. 昭和六十三年中（一月一日から十二月三十一日まで）の所得がわかるもの

- ①給与所得者は給与支払報告書（すでに市へ提出している人は除く）または事業主の証明書（日数・日給・年間所得額）

- ②営業所得者・不動産所得者等は、収支のわかる帳簿等、農業所得者の場合は実際に耕作した田・畑の作付面積、収入金課税方式で所得金額を計算する種目は養蚕・果樹・しいたけ、畜産（乳牛・養豚・養鶏等）
- ③生命保険料・個人年金保険料の支払証明書
- ④医療費の領収書、保険などで補てんされた金を証する書類
- ⑤学生は学生証か在学証明書